

青少年健全育成団体認定のタイミング例

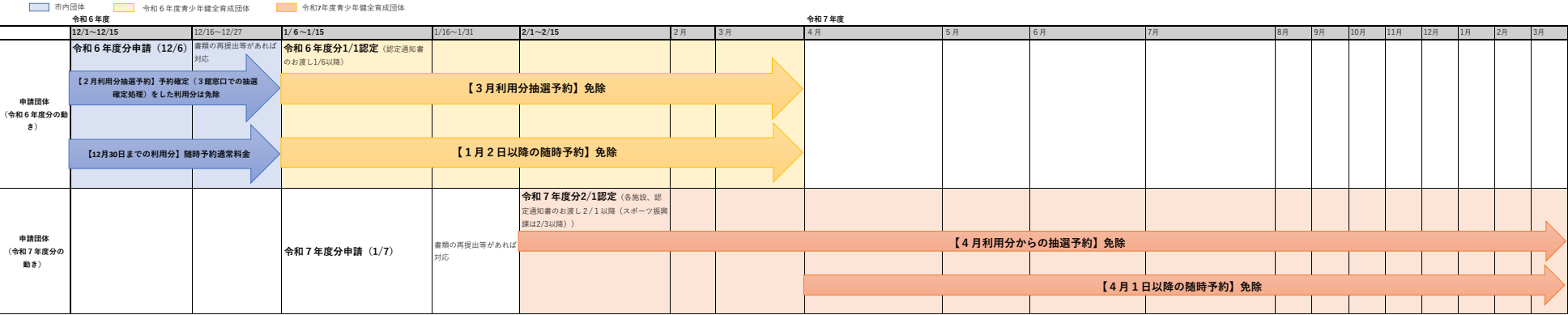
青少年健全育成団体とは
向台運動場、市民公園グラウンド、芝久保運動場、健康広場が全額免除となる。

原則、窓口での支払いの時点で青少年健全育成団体として認定の確認が取れていないと免除にはなりません。

- ・原則として、毎月1日から15日までに申請した団体は、翌月1日に認定。市役所スポーツ振興課で認定通知書を交付し、翌月1日以降に受け取り
- ・原則として、毎月16日から月末までに申請した団体は、翌月15日に認定。市役所スポーツ振興課で認定通知書を交付し、翌月15日以降に受け取り

パターン 1

例) 12/6に令和 6 年度青少年健全育成団体申請を行い、1/7に令和 7 年度の更新申請に来た団体について



パターン 2

例) 令和 6 年度青少年健全育成団体をしていたが、更新漏れがあり、7/18に令和 7 年度の申請に来た団体について

